

## 東浦町地域防災計画の修正要旨

**1 市町村地域防災計画の趣旨**

市町村地域防災計画は、当該市町村の地域に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧等に関する事項について定めた防災に関する総合的な計画であり、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき毎年検討を加え、必要があると認めるときは、修正しなければならないとされています。

また、地域防災計画の作成・修正は、災害対策基本法第 16 条及び東浦町防災会議条例第 2 条の規定に基づく東浦町防災会議の所掌事務とされています。

本年度の東浦町地域防災計画の修正は、風水害等災害対策計画、地震・津波災害対策計画では、防災基本計画の修正や避難勧告等に関するガイドラインの改定に係る項目などについて、愛知県地域防災計画の修正を反映しました。

また、原子力災害対策計画では、原子力災害対策指針の改正に伴い、原子力災害が発生した場合における原子力災害対策重点区域の項目を、愛知県地域防災計画の修正に準じて追加しました。

**2 主な修正事項及び修正箇所【風水害等災害対策計画、地震・津波災害対策計画】****(1) 避難勧告等に関するガイドラインの改定（警戒レベルの運用等）**

平成 30 年 7 月豪雨により多数の人的被害が発生したことに伴い、国の「避難勧告等に関するガイドライン」の改定が行われた。当該ガイドラインの改定内容に基づき必要な修正及び、記載の追加をする。

【資料 2：風水害 P 1、6～8、16～20、資料 3：地震・津波 P 7】

**(2) 津波災害警戒区域の指定に伴う措置**

津波防災地域づくりに関する法律（平成 23 年 12 月 14 日公布）に基づき、県が津波災害警戒区域の指定及び基準水位の公示を行ったことに伴う町の行う事務等について、記載を追加する。（令和元年 7 月 30 日指定・公示）

【資料 3：地震・津波 P 9～11】

**(3) 耐震対策の推進（ブロック塀等の付属物、重要文化財）**

重要文化財の耐震対策やブロック塀等の付属物の耐震対策の推進など、国の通知及び第 3 次あいち地震対策アクションプランの改訂（平成 30 年 8 月）に伴い、耐震対策の推進に係る記載を追加する。

【資料 3：地震・津波 P 3、6】

**(4) 災害時健康危機管理の全体調整**

災害時における保健衛生対策に係る情報収集、連絡調整等が円滑に実施できるよう、県は健康危機管理に必要な情報収集・分析や全体調整を行い、また必要が

あると認められるときは、DHEAT（災害時健康危機管理支援チーム）を編成・派遣する。これらのことについて記載を追加する。

【資料2：風水害P23、資料3：地震・津波P28】

#### **（5）無料公衆無線LANサービス（フリーWi-Fi）の活用**

携帯インフラが広範囲に被害を受け、携帯電話やスマートフォンが利用できない状態に備え、災害時の情報伝達手段の確保に関する事項について、記載を追加する。

【資料2：風水害P25、資料3：地震・津波P32】

### **3 その他**

計画内容に影響のない範囲において、字句の修正をする。